

特定デジタルプラットフォームの 透明性及び公正性の向上に関する法律の 施行に向けた論点

令和2年8月
経済産業省

本日御議論いただきたい点

- 近年、デジタルプラットフォームが利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、重要な役割を果たすようになってきている。他方、一部の市場では規約の変更や取引拒絶の理由が示されないなど取引の透明性が低いことや、取引先事業者の合理的な要請に対応する手続・体制が不十分であることといった懸念が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、デジタルプラットフォームにおける取引の透明性と公正性の向上を図るため、取引条件等の情報の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告と評価・評価結果の公表等の必要な措置を講じるべく、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和2年法律第38号。以下「法」という。）が、令和2年5月27日に成立し、同年6月3日に公布された。
- **今後、法の施行・実施に向けて、関係する政令・省令・指針等を整備**する必要があるところ、法の基本理念において「デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとする」とされていることも踏まえつつ、**以下の点について御議論いただきたい**。なお、本日ご議論いただいた内容等を踏まえ、次回以降のWGにおいて、より具体的な案を提示することとしたい。

論点① 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する指標

論点② 特定デジタルプラットフォーム提供者による取引条件の開示の方法

論点③ 特定デジタルプラットフォーム提供者に情報開示を求める事項（省令レベル）

論点④ 特定デジタルプラットフォーム提供者に通知を求める事項（省令レベル）

論点⑤ 取引条件の変更等の理由の通知

論点⑥ 取引条件の変更等の事前通知の期間

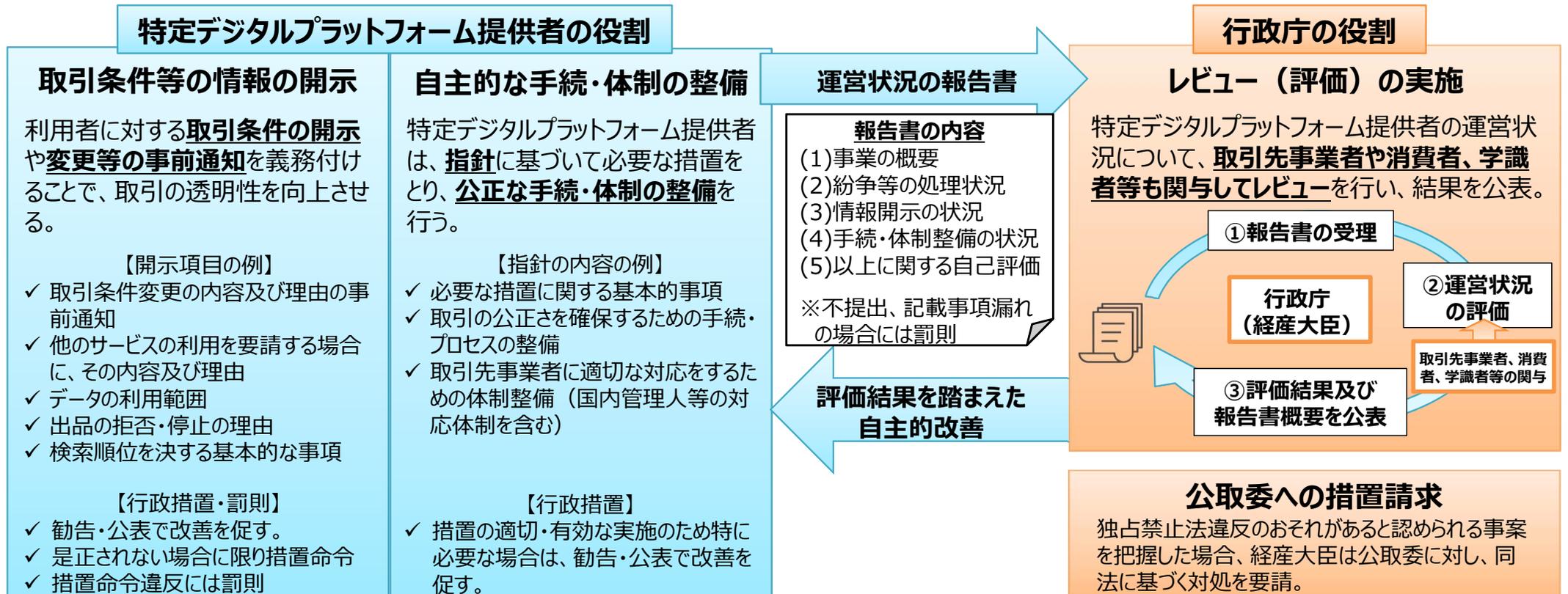
論点⑦ 自主的な手続・体制整備に関する行政措置・指針

論点⑧ 運営状況のレポートとモニタリング・レビューの進め方

論点⑨ モニタリング・レビューや調査実施等に向けた体制整備

(参考) 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の概要

- 基本理念として、デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとするを規定。（規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。）
- デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。
- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出。
- 報告書をもとにプラットフォームの運営状況のレビューを行い、報告書の概要とともに評価の結果を公表。その際、取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。



(参考) 日本及びEUにおけるプラットフォーム規制の比較

	日本・特定デジタルプラットフォームの 透明性及び公正性の向上に関する法律 	EU・オンライン仲介サービスの 公正性・透明性の促進に関する規則 (P2B規則) 
対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「デジタルプラットフォーム」一般を①両面市場、②オンライン、③ネットワーク効果、の要件で捉えるが、イノベーションの芽を摘まないよう、規律の対象は、政令で定める分野・規模に該当する特定デジタルプラットフォームに限定 ✓ 当面の対象は、大規模な①オンラインモールと②アプリストアとする 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全ての①オンライン仲介サービス、②オンライン検索エンジンが対象 <small>※オンライン仲介サービスは、モールやアプリストア等の取引を仲介するすべてのプラットフォームを指す。</small> ✓ 規模の大小を問わず、上記に当てはまる全ての事業者を捉え、規律の対象とする (対象となる企業は約7000社といわれる)
開示義務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引透明化のための開示事項を規定 (例) ・アカウント停止の理由 ・ランキングを決定する主要な要素 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引透明化のための開示事項を規定 (例) ・アカウント停止の理由 ・ランキングを決定する主要な要素
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国が指針を定め、自主的な運営手続・体制の整備を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行動規範 (Codes of Conduct) の作成を推奨 ✓ 苦情処理システムの整備を義務付け
モニタリングを含む担保措置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 勧告・命令等の行政措置に加え、特定デジタルプラットフォーム提供者による運営状況の報告と定期的なレビューを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ①EU政府の一般的な調査権限 ②高い抑止効果を発揮する団体訴訟制度 ③各国法による行政的エンフォースメント という三段構えの対応 ✓ 苦情の件数等の状況の公表を義務付け

論点① 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する指標

- 主な規律の対象となる「特定デジタルプラットフォーム」の事業の分野・規模については、以下のようなメルクマールに基づき、対象が必要最小限度の範囲に限られるように設定することとしている。

【特定デジタルプラットフォームの分野・規模のメルクマール】

- ① 当該分野の国民生活及び国民経済への影響の大きさ
 - ② 当該分野の一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中の度合い
 - ③ 取引の実情及び動向を踏まえた取引先事業者の保護の必要性
 - ④ 他の規制や施策での対応の状況
- 事業の分野については、各種実態調査で取引実態が明らかとなっている大規模なオンラインモール及びアプリストアを当面の対象とすることとしているが、その事業の規模について、具体的にどのような指標を用いて判断することが適当か。
 - 上記のメルクマールや、指標となる数値の入手可能性も考慮して、オンラインモール及びアプリストアにおける商品等の売上額の年間の総額等、いわゆる「流通総額」ないし「取扱高」を、事業の「規模」を測る指標として定めることとしてはどうか。
 - オンラインモール及びアプリストアの事業の「規模」の算定にあたって、デジタルプラットフォーム提供者自らが商品等を販売（直接販売）する場合の売上額をどう扱うべきか。
 - 当該分野の市場構造を捉える観点からは、デジタルプラットフォームにおいて働くネットワーク効果の結果を総体として捉えるため、直接販売の売上額も含めて流通総額を算定することが考えられる。
 - 他方、取引先事業者の保護を図ることが課題となっている状況に鑑みて法の規律が定められていることを踏まえると、取引先事業者による取引だけを対象として算定することも考えられる。

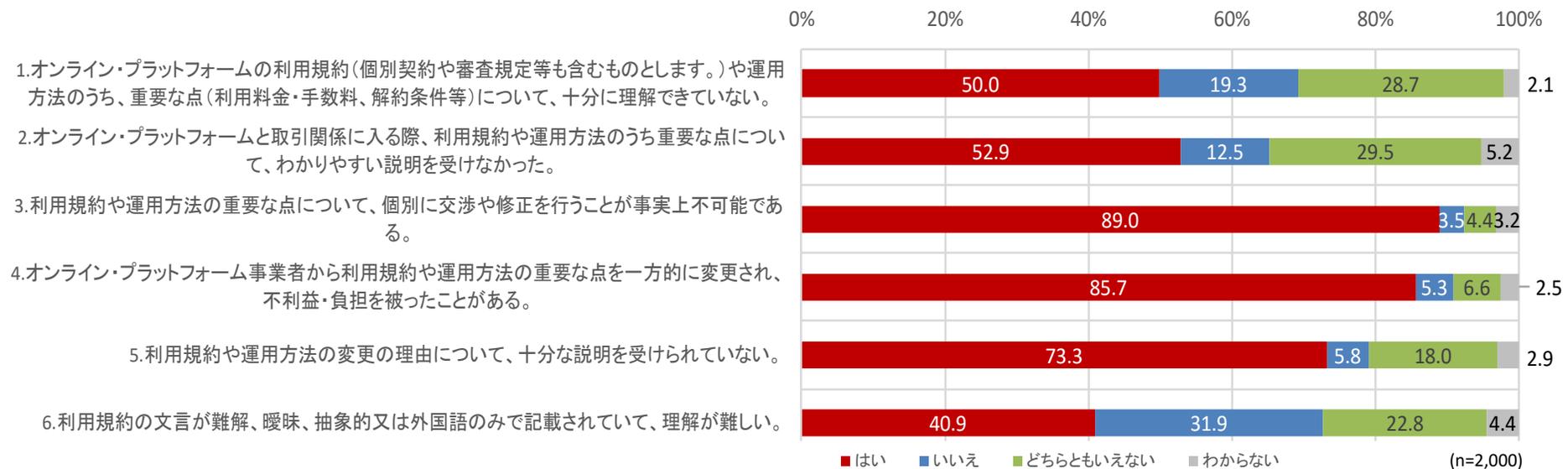
論点② 特定デジタルプラットフォーム提供者による取引条件の開示の方法

- デジタルプラットフォームの取引条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、特定デジタルプラットフォーム提供者が取引条件を利用者に開示するにあたって、**どのような方法で行うことが有益か。**

➤ **我が国の取引先事業者の保護や国際的なイコールフティングの観点から、以下とすることとしてはどうか。**

- ① **明確かつ平易な言葉で記載されていること**
- ② **特定デジタルプラットフォームの利用前及び利用中にいつでも容易に参照できること**
例：HP上で、利用者が容易に到達可能な場所に掲載
利用者限定サイトへの掲載及び利用前の問い合わせに応じた情報提供の組み合わせ 等
- ③ **日本語であること**

□「オンライン・プラットフォームと事業者の取引関係に関する事業者向けアンケート調査」（経済産業省、2018年10月）（抜粋）



□ EUの「オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する規則」（P2B規則）における取引条件の開示の方法

- ・ 平易かつ明瞭な言葉で策定されていること
- ・ ビジネス・ユーザーにとって、オンライン仲介サービス提供者との間の取引関係の全ての段階（契約前段階を含む）において容易に参照可能であること

論点③ 特定デジタルプラットフォーム提供者に情報開示を求める事項（省令レベル）

- 取引先事業者のビジネス上の予見可能性の向上や特定デジタルプラットフォーム提供者の恣意的な判断を防止等するため、特定デジタルプラットフォーム提供者に、取引条件等の情報開示を義務付けている。
- 具体的には、取引の拒絶（出品停止、アプリ削除等）をする場合の判断基準や検索順位を決定する基本的な要素等の開示義務が法定されているが、取引慣行や事業形態の実態に応じて柔軟に対応できるよう、省令でも開示を求める事項を規定することとされている。
- 各種実態調査の結果や国際的なイコルフットイングの観点も踏まえて、以下のとおり、省令で開示事項を定めてはどうか。

□ 公取委の実態調査報告書において取り上げられた主な懸念と開示事項、開示により期待される効果の関係性

主な懸念行為	法律において規定されている開示事項	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ● 審査基準の不透明性 ● アプリストアに類似した機能を持つアプリの配信制限 	取引拒絶をする場合の根拠となる基準	ビジネス上の予見可能性の向上 恣意的な判断の防止
<ul style="list-style-type: none"> ● 広告枠の購入要請 ● アプリ外決済の制限 	自ら指定する有償の商品の購入等を要請する場合における内容及び理由	ビジネス上の予見可能性の向上
<ul style="list-style-type: none"> ● 検索・表示順位の不透明性 	検索・表示順位を決定する基本的な要素	ビジネス上の予見可能性の向上 恣意的な判断の防止
<ul style="list-style-type: none"> ● 取引データを利用した運営事業者の直接販売 	特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等に関するデータを取得・使用する場合の内容及び取得・使用に関する条件	データ濫用の防止

- 自己又は自己の関連会社と異なる取扱い
- 最恵国待遇条項による制限
- 返品を受入強制
- 売上金の支払いの留保

⇒ 省令において、対応する開示事項を定めることとしてはどうか。

論点④ 特定デジタルプラットフォーム提供者に通知を求める事項（省令レベル）

- 取引先事業者のビジネス上の予見可能性の向上や特定デジタルプラットフォーム提供者の恣意的な判断を防止等するため、特定デジタルプラットフォーム提供者に、取引条件の変更等の内容と理由の通知を義務付けている。
- 具体的には、取引の拒絶（出品停止、アプリ削除等）をする場合におけるその内容や理由の通知義務が法定されているが、取引慣行や事業形態の実態に応じて柔軟に対応できるように、省令でも通知を求める事項を規定することとされている。
- 各種実態調査の結果や国際的なイコールフットイングの観点も踏まえて、以下のとおり、省令で通知事項を定めてはどうか。

□ 公取委の実態調査報告書において取り上げられた主な懸念行為と通知事項、通知により期待される効果の関係性

主な懸念行為	法律において規定されている通知事項	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ●取引先事業者に対する作業要請 ●倉庫内における商品の破損・紛失への対応 	取引条件によらない取引の実施要請を行う際に、その内容及び理由	対話による解決の促進
<ul style="list-style-type: none"> ●競合する商品の審査における判断 ●審査結果に関する説明の不透明性 	取引拒絶をする際に、その内容及び理由（全部を拒絶する場合は、事前に通知）	ビジネス上の予見可能性の向上 恣意的な判断の防止
<ul style="list-style-type: none"> ●規約変更による取引条件の変更 	取引条件を変更する際に、事前にその内容及び理由	ビジネス上の予見可能性の向上
<ul style="list-style-type: none"> ●売上金の支払いの留保 	<p>⇒ 省令において、対応する通知事項を定めることとしてはどうか。</p>	

□ EUのプラットフォーム規制（P2B規則）における開示・通知事項と日本の法律における対応状況

	EU・オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する規則（P2B規則）における規定	日本の法律における規定の有無※1
取引条件としての開示事項※2	● 取引拒絶をする場合の根拠	○
	● ランキングを決定する主なパラメータと、主なパラメータが他のパラメータより相対的に重要な理由 ✓ 金銭の支払が影響を及ぼす可能性がある場合、その影響	○
	● オンライン仲介サービス提供者が保有する商品等に関するデータ等へのオンライン仲介サービス提供者によるアクセスの可否及び並びにアクセス可能なデータの類型及び可能となる条件等	○
	● オンライン仲介サービス提供者が保有する商品等に関するデータ等へのビジネス・ユーザーのアクセスの可否並びにアクセス可能なデータの類型及び可能となる条件	○
	● ビジネス・ユーザーに対し、他の手段による異なる条件での商品等の提供を制限する（最恵国待遇を求める）場合、その制限の根拠	×
	● オンライン仲介サービス提供者等による商品等と、他のビジネス・ユーザーによる商品等との間の差別的取扱いに関する説明	×
行為時の通知事項	● 取引拒絶（全部拒絶を除く。）をする際に、その理由	○
行為時の事前通知事項	● 取引条件を変更する際に、原則15日前にその内容	○
	● 取引の全部拒絶をする際に、原則30日前にその理由	○

省令において、開示事項として定めてはどうか。

※1 同様の趣旨・内容の規定の有無について示すものであり、完全な規定内容の一致を示すものではない。

※2 その他下記項目について、P2B規則では取引条件としての開示事項とされているが、我が国では、法定化する程の立法事実が各種調査等でも見られていないことから、今後の検討項目としてはどうか。

- ビジネス・ユーザーの知的財産権の帰属及び管理に関する定めが及ぼす影響についての一般的な情報
- 消費者に提供される付随的な商品等に関する情報
- ビジネス・ユーザーによって提供される商品等を販売するための、追加の流通チャネルやアフィリエイト・プログラムに関する情報
- ビジネス・ユーザーによって提供又は生成された情報への契約終了後のアクセスの可否
- オンライン仲介サービス提供者が保有する、集計形式を含む全ての商品等に関するデータ等へのビジネス・ユーザーのアクセスの可否並びにアクセス可能なデータの類型及び可能となる条件

論点⑤ 取引条件の変更等の理由の通知

- 特定デジタルプラットフォーム提供者の行為のうち、**取引条件の変更、取引条件によらない作業の要請、取引の拒絶等**については、その内容だけでなく**理由も通知**することとされている。これにより、**取引先事業者は、当該変更等に円滑に対応しやすくなる**とともに、**課題があれば協議・調整を申し入れていくことも可能**となり、特定デジタルプラットフォーム提供者と取引先事業者との相互理解促進にも寄与することが期待される。
- 他方、**消費者保護等の観点で、理由を通知することが難しい場合も想定される。そうした実態も踏まえ、例えば下記のような場合には理由の通知義務の例外とすることを検討してはどうか。**
 - 取引の拒絶の理由通知：
取引条件等を繰り返し侵害する取引先事業者との取引の拒絶、法律等の規定で通知が難しい場合

□ 取引先事業者の声（例）

- 手数料の値上げについて理由が開示されないことが問題である。何の根拠もなく値上げしてマージンを取っているのではないかと疑ってしまう。
- あるオンラインモールへの出店が審査で却下されたが、基準は一切示されておらず、なぜ却下されてしまったのか分からない。
- あるアプリストアの当時の規約を順守していたにもかかわらず、アプリを繰り返しリジェクトされたことがある。その後、運営事業者は規約を変更し、アプリをリジェクトする裁量の範囲を拡大させるようにした。
- あるアプリストアでは、アプリを不承認とする際に「規約に違反している」とするのみで、詳細な説明はなされなかった。この結果、どこが問題かが分からないため、何度も申請と却下を繰り返すことになってしまった。

□ EUのプラットフォーム規制(P2B規則)における取引の一部/全部拒絶の理由通知に関する例外事由

- 法的又は規制上の義務の対象となり遵守が難しい場合
- ビジネス・ユーザーが諸条件を繰り返し侵害している場合

論点⑥ 取引条件の変更等の事前通知の期間

- 特定デジタルプラットフォーム提供者の行為のうち、①取引条件の変更、②取引の拒絶（出店停止、アカウントの削除等）については、取引先事業者に与える影響が特に大きいことから、事前にその内容と理由を取引先事業者へ通知することとされている。
- 特に②については、その後の取引が一切不可能となるため、①に比して取引先事業者が受けるビジネス上の影響が大きいと考えられる。このため、①よりも長い期間を設ける等、取引の実態を踏まえて事前通知の期間を設定してはどうか。
- 他方、消費者保護等の観点で緊急に①や②の行為を行う必要がある場合も想定される。そうした実態も踏まえ、例えば下記のような場合には事前通知期間の例外とすることを検討してはどうか。
 - 取引条件変更の事前通知：
相当程度軽微な変更、法律等の規則による変更、詐欺やスパム等の対策のため直ちに必要な変更
 - 取引の拒絶の事前通知：
取引条件等を繰り返し侵害する取引先事業者との取引の拒絶、法律等の規則による取引の拒絶

□ 取引先事業者の声（例）

- 契約変更においては一方的なメールが送られてくるのみで、時間もリソースもないなかで対応を強いられる。
- 送料ポリシーの一律変更等、料金システム等の変更を伴い対応に時間を要する変更については、15日にとどまらず、長い通知期間を設けてほしい。
- 突然出店を停止され、商品ページのデータを持ち出す暇も無かった。
- 出荷遅延率が一定率を超えた際、理由を確認することなく、一方的に営業停止にされた。

□ EUのプラットフォーム規制(P2B規則)における事前通知に関する規定

<取引条件の変更>

原則：少なくとも**15日前**

※ ただし、ビジネス・ユーザーによる対応に大幅な時間が必要である場合(条件変更により、ビジネス・ユーザーにおいて、商品の内容や取引条件の調整、プログラムの変更で時間が要する場合等)、より長い通知期間を設ける必要あり

例外：
・法的又は規制上の義務の対象となり遵守が難しい場合
・詐欺・マルウェアなど差し迫った危険に対処するための変更

<サービス全体の提供の終了>

原則：少なくとも**30日前**

例外：
・法的又は規制上の義務の対象となり遵守が難しい場合
・ビジネス・ユーザーが諸条件を繰り返し侵害している場合

論点⑦ 自主的な手続・体制整備に関する行政措置・指針

- 法においては、取引条件等の情報開示に加えて、**取引先事業者の合理的な意見や要望等に適切に対応していくことが重要**との考えのもと、特定デジタルプラットフォーム提供者が、**取引先事業者との相互理解を促進するために必要な措置**を講じることを求めている。
- ただし、情報開示とは異なり、相互理解を促進するための具体的な措置には様々な内容が考えられ、**特定プラットフォーム提供者による自主的・自律的な取組を尊重し、その創意と工夫を委ねることが有益**と考えられる。その観点から、当該措置に関する行政措置としては、**特に必要がある場合に限定して、経済産業大臣が勧告・公表**し、その改善を促していくこととされている。
(※情報開示に関する行政措置としては、勧告・公表に加えて、是正されない場合の措置命令・罰則が手当てされている。)
- 経済産業大臣による**勧告・公表**は、具体的に**どのような場合に行うことが適当と考えられるか**。
- 特定プラットフォーム提供者による自主的な取組に資するよう、経済産業大臣が**指針**を定めることとされているが、具体的に**どのような内容を定めることが適当と考えられるか**。例えば、取引先事業者の懸念の声等を踏まえ、**望ましい取組の大きな方向性**を明示した上で、それを実現する手段として考えられる**具体的な取組を参考として例示**することが考えられるのではないか。

□ 指針で定めることとされている項目

- ① 相互理解の促進を図るために必要な措置に関する基本的な事項
- ② 取引先事業者に対するサービス提供が公正に行われることを確保するための体制整備に関する事項
- ③ 苦情処理・紛争解決のための体制整備に関する事項
- ④ 国内において必要な業務の管理を行う者の選任に関する事項
- ⑤ その他、取引先事業者の意見等を十分に考慮するために必要な措置に関する事項

□ デジタルプラットフォーム提供者による自主的な取組の例

情報開示の充実 顧客データの取扱い	<ul style="list-style-type: none">• どのような行為がアカウント停止等につながるかについて取引先事業者に規約等で情報提供• 表示順位に関する開示内容において背景や理念を明確化• 取引先事業者の販売データについては当該事業者のサポートを目的とする場合に限りアクセスし、使用できることを規定
取引条件の変更等 に関する対応	<ul style="list-style-type: none">• 取引先事業者向けに説明会を開催• 重要な変更の場合はメール配信に加えて書面を郵送• できるだけ時間的余裕をもって規約変更に関する案内を複数回送付
取引先事業者からの 苦情等への対応	<ul style="list-style-type: none">• 対応マニュアルを整備し、業務フローを構築• 取引先事業者ごとの状況に沿った回答ができるようスタッフ教育を強化• 業界団体がとりまとめた取引条件改善に向けた提案等について、意見交換を実施

(出所) 第4回・第5回デジタル市場競争会議ワーキンググループにおける事業者ヒアリング等の公開情報から作成

□ EUのプラットフォーム規制（P2B規則）における手続・体制整備に関する規定の概要

- P2B規則の適切な適用に資する行動規範の作成（推奨）
- 苦情の処理に関する手続・体制の整備（義務）
 - ① ビジネス・ユーザーによる苦情申立てを処理するための内部システム（内部苦情処理システム）を提供すること。
 - ※ 内部苦情処理システムは、「ビジネス・ユーザーが容易に無償でアクセス可能なものであり、合理的な期間内に確実に処理するもの」「同等の状況に適用される透明性と公平性の原則に基づき、苦情をその重要性和複雑さに比例した方法で扱うもの」等の要件を満たす必要あり。
 - ② 内部苦情処理システムの一部として、迅速かつ効率的に苦情処理手続を進めること、個別かつ平易で明瞭な言語により内部苦情処理手続の結果を申立人に伝える等の措置をとること。
 - ③ 内部苦情処理システムの機能と有効性について検証し、受領した苦情の総数、苦情の主要な類型、苦情処理に要した平均的な時間と苦情の結果について統合した情報等を公表すること。
- 紛争の解決に関する手続・体制の整備（義務）
 - ① ビジネス・ユーザーとの間で生じる紛争について、裁判外でビジネス・ユーザーとの間の和解を試みるための調停に2人以上の（所要の要件を満たす）調停者を契約条件において明示すること。
 - ② 調停の試みに誠実に参加すること。
 - ③ 各個別の事案における調停の総費用の合理的な割合を負担すること。

論点⑧ 運営状況のレポートとモニタリング・レビューの進め方

- 特定デジタルプラットフォーム提供者による取引の透明性・公正性向上に向けた**自主的かつ積極的な取組を促していくため**、特定デジタルプラットフォーム提供者が提出する**レポートの内容等を踏まえ、モニタリング・レビューを行うこと**されている。また、このモニタリング・レビューにあたっては、**取引先事業者や消費者、特定デジタルプラットフォーム提供者等の意見をバランス良く聴くこと**で、関係者間での課題共有や相互理解を促していくこととされているが、具体的に、**どのようにレポートやモニタリング・レビューを進めていくことが適当か**。

【想定される論点】

➤ 法律上、特定デジタルプラットフォーム提供者は、以下の項目についてレポートを提出することとされている。

- ① 特定デジタルプラットフォーム提供者の事業の概要
- ② 苦情の処理及び紛争の解決の状況
- ③ 取引条件等の開示の状況
- ④ 取引先事業者との間の相互理解の促進を図るために実施した措置の状況
- ⑤ ②～④に関する自己評価

当該レポートの内容を踏まえてモニタリング・レビューを行うこととなるが、レビューを通じて特定デジタルプラットフォーム提供者の自主的な取組や関係者間での相互理解を促していく観点から、どのような内容がレポートに含まれていることが有益と考えられるか。

※ EUのプラットフォーム規制(P2B規則)は、利用者側に団体訴訟を提起する権利を定めることで、紛争解決の枠組みの中でデジタルプラットフォーム提供者による取組改善及び関係者間の相互理解を促していくこととしているところ、我が国の法律は、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を基本として、モニタリング・レビューを通じてそうした取組や関係者間の相互理解を促していくといった違いがある。特定デジタルプラットフォーム提供者に提出を求めるレポートの内容を検討するにあたっては、そうした点も考慮する必要があると考えられる。

➤ モニタリング・レビューにあたっては、様々な有識者等により構成される検討の場を立ち上げることを検討しているところ、どのように運営していくことが有益と考えられるか。

論点⑨ モニタリング・レビューや調査実施等に向けた体制整備

- 法の執行に向けた体制の整備として、以下について検討中。
- 特にデジタルプラットフォーム一般に関する調査については、変化が激しいデジタル市場における課題に迅速かつ適切に対応していく上でも重要であるところ、諸外国における取組等を踏まえながら外部の専門的な知見も活用するなど、具体的に、**どのように調査を進めていくことが有益と考えられるか。**

1. 取引先事業者からの相談等を集約し、関係者間で共有する仕組みの構築

- 取引先事業者等から特定デジタルプラットフォーム提供者との間の取引上の課題等の相談を受け付け、当該相談に適切に対応することに加え、共通的な課題を集約して関係者間での適時共有等を行うことで、関係者間の相互理解を促し、市場の健全な発展につなげていく仕組みを構築（相談・紛争解決窓口の設置等。集約された共通課題等についてはモニタリング・レビューにおいて勘案していくことを想定）。

2. デジタル市場に関して専門的な知見を有する人材の活用

- デジタル市場に関連する法学、経済学、技術等の知見を有する人材を確保し、特定デジタルプラットフォーム提供者により提出されるレポートの評価や下記3. の調査等において積極的に活用。

3. デジタルプラットフォーム一般に関する調査

- 変化の激しいデジタル市場に対応し、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定の見直しの検討を適時に行うため、デジタルプラットフォーム一般について、市場規模や取引環境を把握するために必要な市場調査を実施。当該調査を通じて取引の透明性や公正性に関する懸念がみられることが判明した市場については、より詳細な取引実態把握のための調査も実施。

(参考) 国会における附帯決議

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に対する附帯決議(令和2年4月17日 衆議院経済産業委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 特定デジタルプラットフォーム提供者の対象範囲については、プラットフォームビジネスの市場変化のスピードが速いこと、また、現状において商品等提供利用者との間で契約の合理性・対等性等の課題が指摘されていることを踏まえ、取引現場において必要とされる規制等を適時確認する調査を実施し、デジタルプラットフォームのイノベーションが阻害されることのないよう留意しつつ、国内外のデジタルプラットフォーム提供者に同一の規律を及ぼすとともに、必要とされる見直しの検討を行うこと。
- 二 特定デジタルプラットフォーム提供者が経済産業大臣に提出する報告書の評価に当たっては、迅速性も踏まえつつ、利用者又はその組織する団体、学識経験者から幅広く意見を聴くことで、商品等提供利用者や一般利用者の保護を図るとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者とも十分なコミュニケーションを図り、当該デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の実効性確保に資するよう、適切な実施に努めること。
- 三 特定デジタルプラットフォームに係る苦情処理及び紛争解決については、中小企業者等の利用者にとって過度な負担とならない、簡便かつ迅速な苦情処理及び紛争解決のための体制の整備を図るとともに、当事者間の苦情処理や紛争解決の適切性、妥当性が客観的に評価できるようなシステムの構築を検討すること。
- 四 本法の実効性を高め、とりわけ中小企業者等の利用者の意見等について迅速に対応するため、諸外国における取組等を踏まえながら、外部の知見を得るために専門人材等を積極的に活用し、利用者、特定デジタルプラットフォーム提供者等の関係者間において課題を適時共有するとともに、相互理解の促進を図るよう体制整備に努めること。

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に対する附帯決議(令和2年5月26日 参議院経済産業委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定については、市場の変化等に対応して、デジタルプラットフォームの取引慣行等に関する調査を適時に実施し、必要な見直しの検討を速やかに行うこと。その際、デジタルプラットフォームのイノベーションが阻害されないこと、利用者の保護を十分図ること、国内外のデジタルプラットフォーム提供者に同一の規律を及ぼすことに特に留意すること。
- 二 特定デジタルプラットフォーム提供者が経済産業大臣に提出する報告書の評価に当たっては、利用者又はその組織する団体、学識経験者等から幅広く意見を聴くことで、利用者の保護を図るとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者とも十分なコミュニケーションを図り、当該特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の迅速かつ実効的な確保に資するよう、適切な実施に努めること。
- 三 特定デジタルプラットフォームに係る苦情処理及び紛争解決については、中小企業者等の利用者にとって過度の負担とならない、簡便かつ迅速な体制・手続の整備が図られるよう努めるとともに、当事者間の苦情処理や紛争解決の適切性、妥当性が客観的に評価されるシステムの構築を検討すること。また、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為が「独占禁止法」に違反していると認めるときは、速やかに公正取引委員会に対して、適当な措置をとることを求めること。
- 四 本法の実効性を高め、とりわけ中小企業者等の利用者の意見等について迅速に対応するため、諸外国における取組等を踏まえながら、外部の知見を得るために専門人材等を積極的に活用し、利用者、特定デジタルプラットフォーム提供者等の関係者間の相互理解の促進に向け、課題等を適時共有できる体制整備に努めること。また、デジタルプラットフォームに係る規律の在り方について、欧米などの諸外国の動向等を踏まえつつ国際的な連携の取組を進めること。